

宇部市事業資金融資取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宇部市事業資金融資要綱(平成24年施行。以下「要綱」という。)第4条 第1号から第3号に規定する中小企業特別資金(以下、「特別資金」という。)、中小企業経営近代化資金及び中心市街地進出資金(以下「事業資金」という。)の融資について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 特別資金及び事業資金を取り扱う金融機関は、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、西中国信用金庫及び山口県信用組合(以下「4行」という。)の市内各支店とする。ただし、第3条の要件を満たした者で、かつ、信用保証業務が、原則として山口県信用保証協会宇部支店の所管区域となる市外の4行各支店においての取扱いを特に希望する者については、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合においては、市外において申請を取り扱う支店、その取り扱い支店の融資業務を統括する支店及び宇部市内の融資業務を統括する支店は、特別資金及び事業資金の申込みに係る諸手続きが滞りなく行われるよう緊密に連絡を取り合わせなければならない。

(融資対象者の要件)

第3条 特別資金及び事業資金に共通する融資を受けようとする者は、要綱第5条に規定するもののか、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 信用保証協会の求償権に対する弁済義務を有する者でないこと。ただし、連帯保証人(法人代表者、実質経営者を除く)にあっては、現に弁済中であるなど、その支払について誠意をもって対処している場合は、この限りでない。

(2) 信用保証協会の保証を受けた融資等の返済が、延滞中でないこと。

(3) 許可、認可又は免許を必要とする事業については、既にこれらを受けているか、又は申請中で取得が確実であること。

(4) 特別資金及び事業資金の使途については、原則として市内における事業活動に供されると判断できるものであること(市外で供される設備資金については認めない。)。

(5) 信用保証協会の保証を受けられる業種であること。

(6) 信用保証協会付きの設備資金融資を受けている中小企業者で、その設備実行がされていない場合は、その融資が完済されていること。

(7) 申込みは融資限度額内とする。また、重ねて申込みをする場合も同様とする。

(借り換え要件及び残金決済)

第4条 特別資金及び事業資金の借り換え及び融資時の残金決済の条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申込み融資限度額内とする。
- (2) 異なる金融機関での残金決済は、原則として認めない。

(添付書類等)

第5条 要綱第12条第1項第4号に規定する市長が必要と認める関係書類は、次の各号に掲げる特別資金及び事業資金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 普通資金において、市外からの転入による利率の優遇を受けようとする者は、転入日等が確認できる書類

(2) 開業資金においては、事業計画書、自己資金を証明する帳簿類に加え、次に掲げる書類とする。

イ 要綱第5条別表1に規定する開業資金の融資要件のうち、(3)アに掲げる者に該当する場合は、勤続証明書（様式第1号）

ロ 要綱第5条別表1に規定する開業資金の融資要件のうち、(3)イに掲げる者に該当する場合は、取扱金融機関、商工会議所、商工会、認定連携創業支援事業者又は山口県中小企業団体中央会が発行する推薦書（様式第2号）

ハ 要綱第5条別表1に規定する開業資金の融資要件のうち、(3)ウに掲げる者に該当する場合は、認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し

(3) 中小企業経営近代化資金においては、先端設備等導入計画認定書及びその申請時に提出した計画書の写し

(4) 中心市街地進出資金においては、中心市街地進出資金申込概要書（様式第3号）

(償還方法)

第7条 要綱第5条別表1に規定する償還方法は、原則、元金均等返済とし、償還月額における端数は100円未満切り捨て又は切り上げとし、償還最終月における償還額はそれまでの返済月額の2倍未満とする。ただし、借換えに伴う残金決済時及び繰上償還時についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 宇部市事業資金融資のあっせん等に関する事務取扱要領（以下、「旧要領」という。）は廃止

する。廃止前の旧要領の規定に基づいて、既に事業資金融資のあっせん等の決定をしているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。